

失業給付についての取扱いは、 あなたの住（居）所を管轄する ハローワークで行います。

ハローワーク名		郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
中通り地方	福島	960-8589	福島市狐塚17-40	024 (534) 4121	福島市、伊達市、伊達郡
	二本松	964-0906	二本松市若宮2-162-5	0243 (23) 0343	二本松市、本宮市、安達郡
	郡山	963-8609	郡山市方八町2-1-26	024 (942) 8609	郡山市、田村市、田村郡
	須賀川	962-0865	須賀川市妙見121-1	0248 (76) 8609	須賀川市、石川郡、岩瀬郡
	白河	961-0074	白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	0248 (24) 1256	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方	喜多方	966-0853	喜多方市字千苅8374	0241 (22) 4111	喜多方市、耶麻郡 (磐梯町、猪苗代町を除く)
	会津若松	965-0877	会津若松市西米町2-23	0242 (26) 3333	会津若松市、河沼郡、大沼郡 耶麻郡のうち磐梯町、猪苗代町
	南会津	967-0004	南会津郡南会津町田島字行司12	0241 (62) 1101	南会津郡
浜通り地方	相馬	976-0042	相馬市中村1-12-1	0244 (36) 0211	相馬市、新地町
	相双	975-0032	南相馬市原町区桜井町1-127	0244 (24) 3531	南相馬市、飯舘村
	富岡	979-1111	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	0240 (22) 3121	双葉郡
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	0246 (23) 1421	いわき市（小名浜所、勿来所の 管轄区域を除く）
	小名浜	971-8111	いわき市小名浜大原字六反田65-3	0246 (54) 6666	いわき市のうち江名、折戸、中之作、永崎、 小名浜、鹿島町、泉町、渡辺町、洋向台、 泉ヶ丘、泉玉露、湘南台、葉山
	勿来	974-8212	いわき市東田町1-28-3	0246 (63) 3171	いわき市のうち植田町、中岡町、後田町、 仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、 東田町、佐糠町、岩間町、金山町、小浜町、 錦町、錦町中央、勿来町、川部町、沼部町、 瀬戸町、三沢町、山玉町、山田町、富津町、 南台、遠野町、田人町

※ 震災・原子力発電所事故の影響により避難されている方は、最寄りのハローワークにてご確認ください。

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方。

地方運輸支局	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
福島運輸支局	971-8101	いわき市小名浜字船引場19 小名浜地方合同庁舎	0246 (54) 2311	福島県



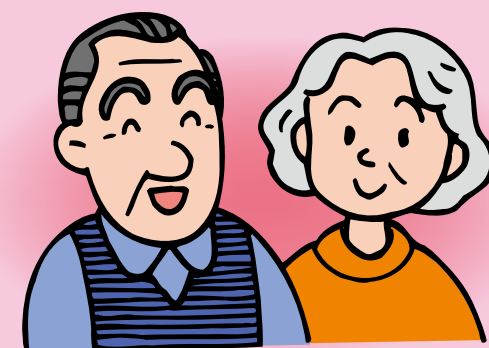
このリーフレットには
特に必要なことだけ書いてあります。
離職票－2の裏面もよく読んでください。

詳しくはハローワークへおたずねください。

福島労働局職業安定課・**ハローワーク**（公共職業安定所）

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
R07.3作成

離職された 皆さんへ



高年齢被保険者用

雇用保険の高年齢求職者給付金とは

65歳を超えて雇用されている方（高年齢被保険者）又は任意加入の高年齢被保険者が離職し、働く意志と能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態の時に、高年齢求職者給付金が一時金として支給されます。

受給手続きは

離職後、すみやかにあなたの住所又は居所を管轄するハローワークへ、次のものをお持ちになって求職の申し込みをしてください。

なお、主として県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

1. 離職票－1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（下の記入例を参照）ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。

2. 離職票－2

3. 次の①個人番号及び②身元（實在）確認書類をお持ちください。

①個人番号確認書類（いずれか1種類）

マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）

②身元（實在）確認書類（(1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類（コピー不可））

(1)運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

(2)公的医療保険の資格確認書（有効な被保険者証も可）、年金手帳など

4. 本人の印鑑（認印可・スタンプ印以外）

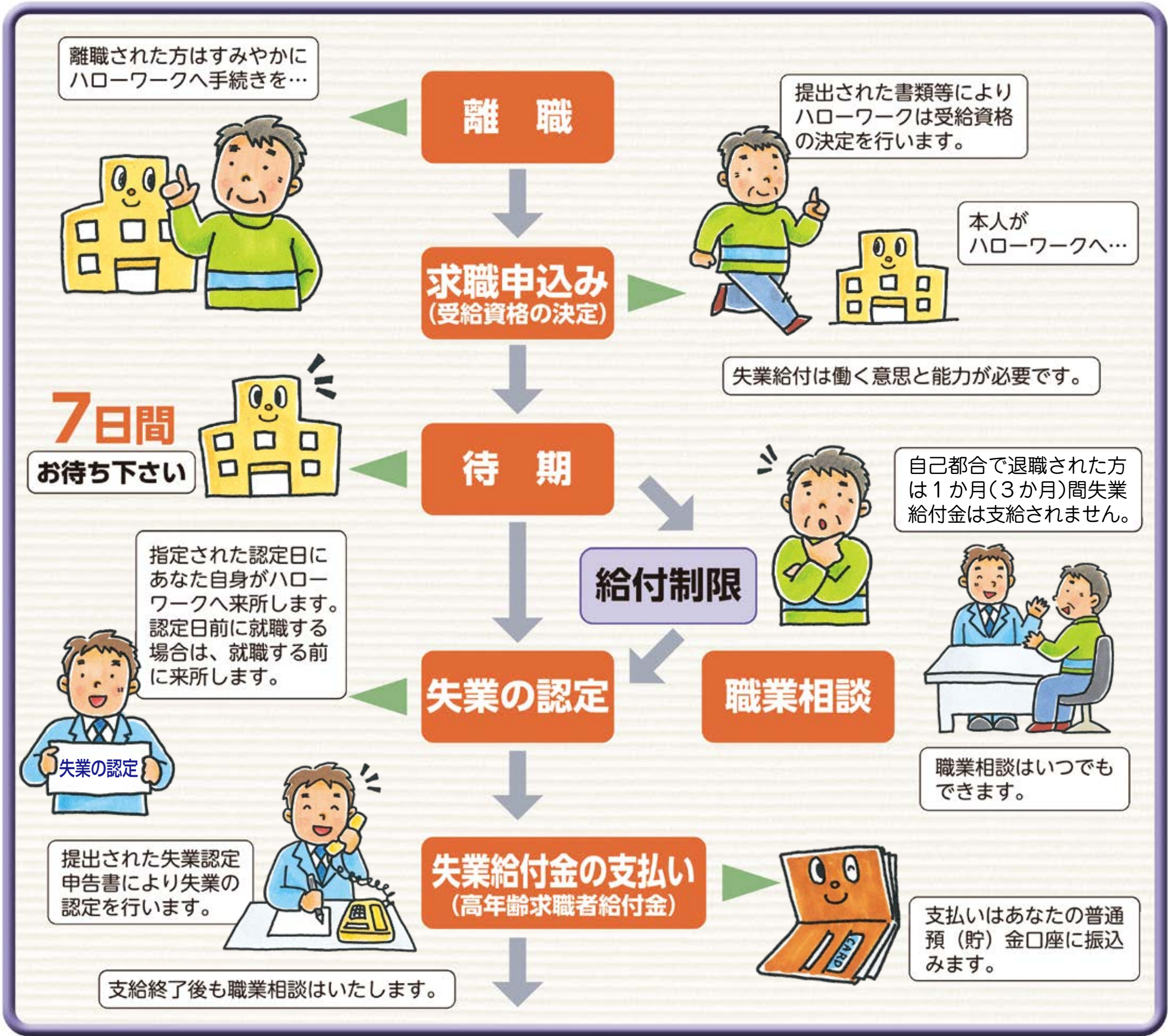
5. 写真1枚（たて3cm×よこ2.4cm程度の正面上半身のもの）

（注）離職票－1の中段「備考」欄に「支払方法は未登録です。」と印字されている方（初めて失業給付を受ける方）は、あらかじめ、その下の段「求職者給付等払渡希望金融機関指定届」の「届出者」欄を記入し、「払渡希望金融機関」欄には本人名義の口座を記入し、振込を希望する金融機関の預（貯）金通帳を持参してください。この場合は、指定届にある「金融機関コード」及び「店舗コード」については金融機関に確認のうえ、自ら記入してください。

口座番号や各コード番号に誤りがあったり、口座名義と本人氏名（フリガナ）が異なる場合も振込できませんので正確に記入してください。

なお、既に登録されている口座を解約している方、別の口座に振込を希望する方は改めて指定していただく必要があります。

あなたがこれから受けようとする高年齢求職者給付金の受給手続きから就職までの流れです。



その1 高年齢求職者給付金の支給を受けるためには

- 次の3つの要件のすべてに該当している必要があります。
- 1.提出した離職票が、原則として次の条件を満たしていること。
高年齢被保険者の場合
離職前1年間に、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が6か月以上あること
 - 2.ハローワークに求職の申し込みをしていること。
 - 3.働く意思と能力があり、適職を紹介された場合、いつでも応じられる状態にあること。
- したがって次のような人は、失業給付を受けられません。



その2 支給を受けられる期間(受給期限)は

高年齢求職者給付金を受けることのできる期限は離職した日の翌日から1年間です。(1年目の日を受給期限日といいます)。この期間を過ぎますと、それ以後の高年齢求職者給付金は支給されません。

また、失業の認定日から受給期限日までの日数が下表の日数に満たない場合は、受給期限日までの日数分のみの支給となります。

その3 高年齢求職者給付金の額は

原則として離職の日の直前6ヵ月間に受けられた賃金の合計を180で割り、その額の5～8割を日額とし、次の表に掲げる日数分が高年齢求職者給付金の額となります。

なお、賃金の高い方は、最高限度日額が定められています。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
日数	30日分	50日分